

新たな福岡市立障がい者スポーツセンター 整備基本構想有識者会議

第1回会議資料

日時: 令和8年5月28日(木曜日) 16時30分～
場所: 福岡市立障がい者就労支援センター 大研修室

次第

1 開会

2 委員紹介、委員長・副委員長の選任

3 議題

3-1 議題1: 現状と課題について

3-2 議題2: 基本理念・コンセプト整理の方向性について

4 事務連絡

5 閉会

1

開会

3

2

委員紹介
委員長・副委員長の選任

4

委員

氏名	主な立場	役職・専門分野等
今泉 千春	利用者 (競技者)	車いすテニス・卓球「福岡ダブルフォルト」選手
浦田 理恵	アスリート	障がい者スポーツ選手雇用センターシーズアスリート シニアアドバイザー
小淵 和也	学識	公益財団法人笹川スポーツ財団 シニア政策ディレクター
小手川 郁人	指導者	福岡パラスポーツ指導者協議会 会長
佐田 正二郎	医師	医療法人社団正樹会佐田整形外科病院 理事長・院長
下山 いわ子	利用者 (当事者団体)	NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 副理事長 社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会 理事長
末松 忠弘	利用者 (事業所)	一般社団法人福岡市民間障がい施設協議会 体制整備部会長 社会福祉法人明日へ向かって 理事長
高木 富士男	学識	西日本短期大学健康スポーツコミュニケーション学科 教授
松本 学	教育	福岡市立福岡中央特別支援学校 校長
見野 由美子	まちづくり	NPO法人福岡市レクリエーション協会 理事長 公益財団法人福岡市スポーツ協会 理事

※50音順(敬称略)

5

3

議題

6

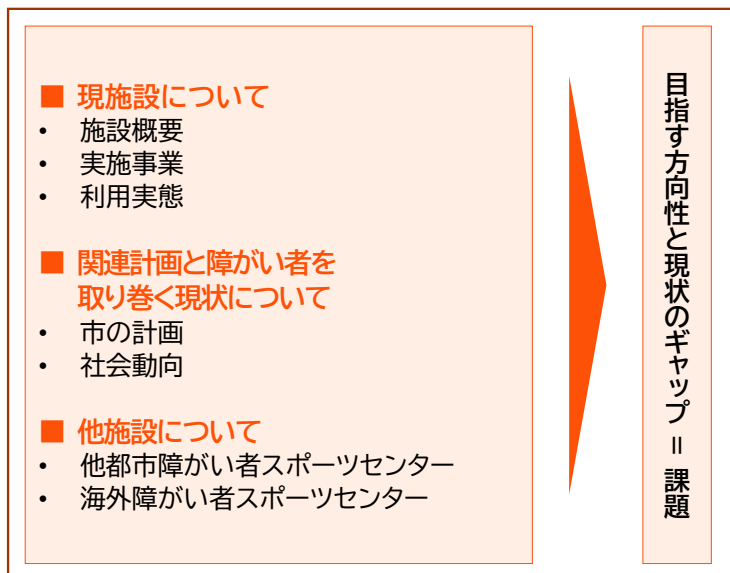
議題の全体像

議題1:現障がい者スポーツセンターにおける状況を確認し、課題を整理します。

議題2:基本理念・コンセプト整理の方向性を整理します。

議題1

現状と課題について



議題2

基本理念・コンセプト整理の方向性について



7

3-1

議題1:現状と課題について

8

施設概要



福岡市立障がい者スポーツセンター

■設置根拠条例

福岡市立障がい者スポーツセンター条例
(昭和59年条例第10号)

■設置目的

心身障がい者の**スポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進**するとともに、**健康の維持及び増進**を図り、もってその福祉の向上に資することを目的としている。

所在地

福岡市南区清水一丁目17-15

開館年

昭和59年4月

敷地面積

約4,697㎡

延床面積

約4,666㎡

主体構造

鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建

令和6年度利用者

延80,657名

開館時間

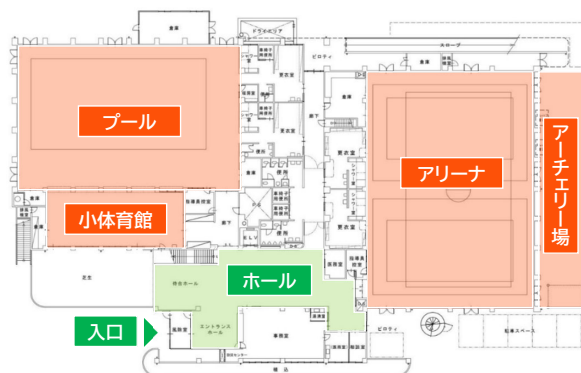
9時～21時

休館日

毎週月曜日(祝日の場合は翌日)
定期点検日(毎月末日。土日の場合は翌月の火曜日)
年末年始(12月29日～1月3日)

9

諸室(1階)



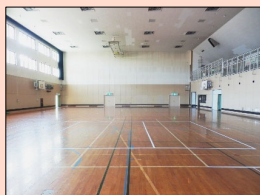
■入口



■ホール

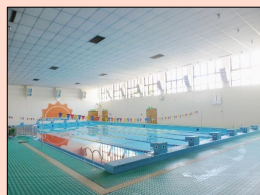


■アリーナ



主な利用:
バスケットボール(1面)、バレーボール(2面)、バドミントン(4面)、ポッチャ(4面)など

■プール



主な利用:
水泳(25m×6コース)

■小体育館



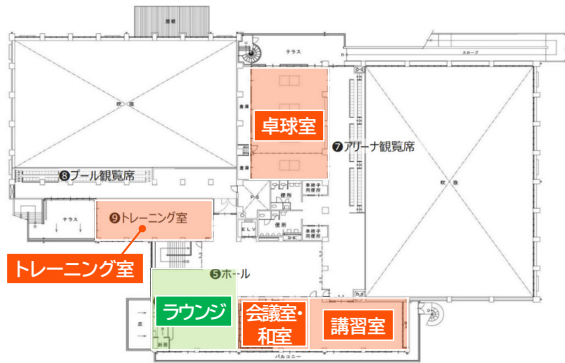
主な利用:
ポッチャ、体操、ダンス、サウンドテーブルテニス

■アーチェリー場(屋外)



主な利用:
アーチェリー(30m)

諸室(2階)



■ラウンジ



主な利用:
休憩、飲食スペース

■トレーニング室



主な利用:
筋力トレーニング

■卓球室/STT室



主な利用:
卓球、サウンドテーブルテニス

■会議室・和室



主な利用:
文化活動、サウンドテーブルテニス(大会時)

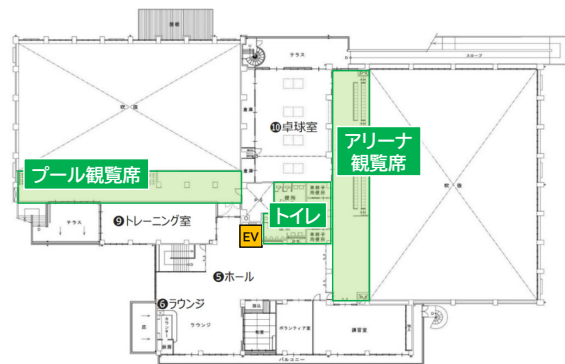
■講習室



主な利用:
会議・研修、講習、文化活動、サウンドテーブルテニス(大会時)

11

諸室(その他)



■駐車場(1階)



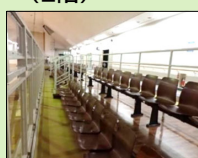
主な利用:
駐車場

■更衣室(1階)



主な利用:
更衣室

■アリーナ観覧席(2階)



主な利用:
1階のアリーナ観覧

■プール観覧席(2階)



主な利用:
1階のプール観覧

■エレベーター(1階、2階)



主な利用:
1階～2階を移動するためのエレベーター

■トイレ(1階、2階) 主な利用:利用者用トイレ

12

センター実施事業

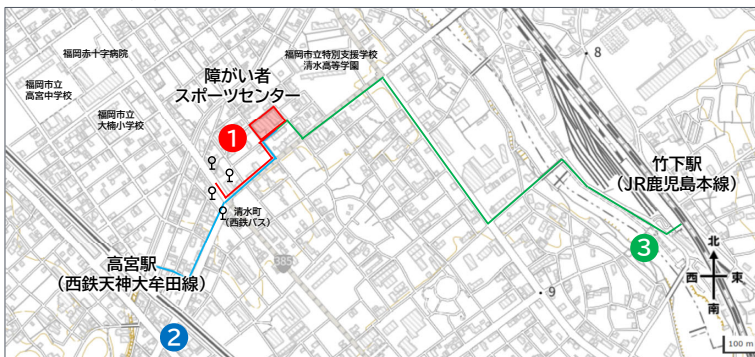
大会・行事や相談事業等を実施しています。

大会・行事	ボッチャ、バドミントン、サウンドテーブルテニスなどの大会に加え、水泳記録会、清水ふれあいまつり(バザー)やパラスポーツ体験会を実施
相談事業	全障がい者を対象としたスポーツ指導(個別指導)を実施
地域支援事業	指導者派遣、地域パラスポーツ体験事業、卓球バレー審判育成講習室、ふうせんバレーボール支援者講習会を実施
スポーツ・レクリエーション事業	各種競技の基礎力・技術向上や体験会として、12種の年間教室や4種の短期教室を実施。また、集団の中でテーマに沿ったスポーツを楽しむ「ワンポイント広場」も9種の競技で実施
用具貸出	競技用の車いすやサウンドテーブルテニス台等、競技に応じた用具の保管、貸出を実施

13

交通手段

センター周辺



出典：国土地理院地図Vectorに施設名・経路を追記して掲載

バス：

最寄りバス停から

徒歩約3～5分(図内①)

電車：

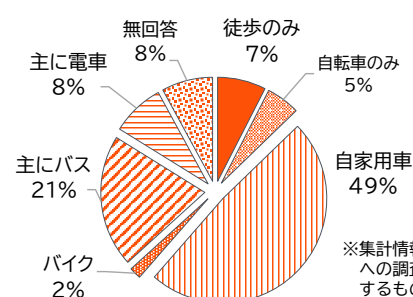
高宮駅(西鉄天神大牟田線)から

徒歩10～15分(図内②)

竹下駅(JR鹿児島本線)から

徒歩約20～25分(図内③)

現施設利用者の交通手段



- ・ 約半数が自家用車によりアクセス
- ・ 約3割が公共交通機関(バス又は電車)によりアクセス

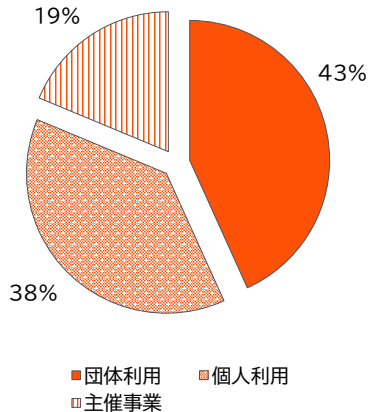
※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをする又は無回答かつ障がい者スポーツセンター利用者」に該当するものを集計対象とした(n=705)

14

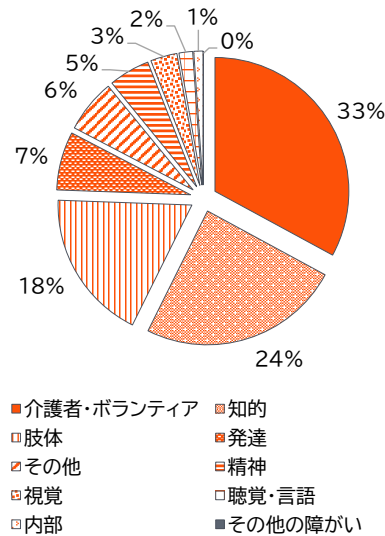
利用実態

団体利用、個人利用については、ともに4割前後となっております。地域別では南区居住者の利用割合が高くなっていますが、市外からも来館があり、日常利用と広域利用の双方を支える役割を果たしています。

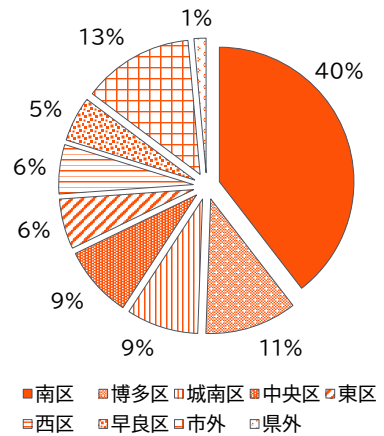
区分別利用者の割合



障がい別利用者の割合



地域別利用者の割合



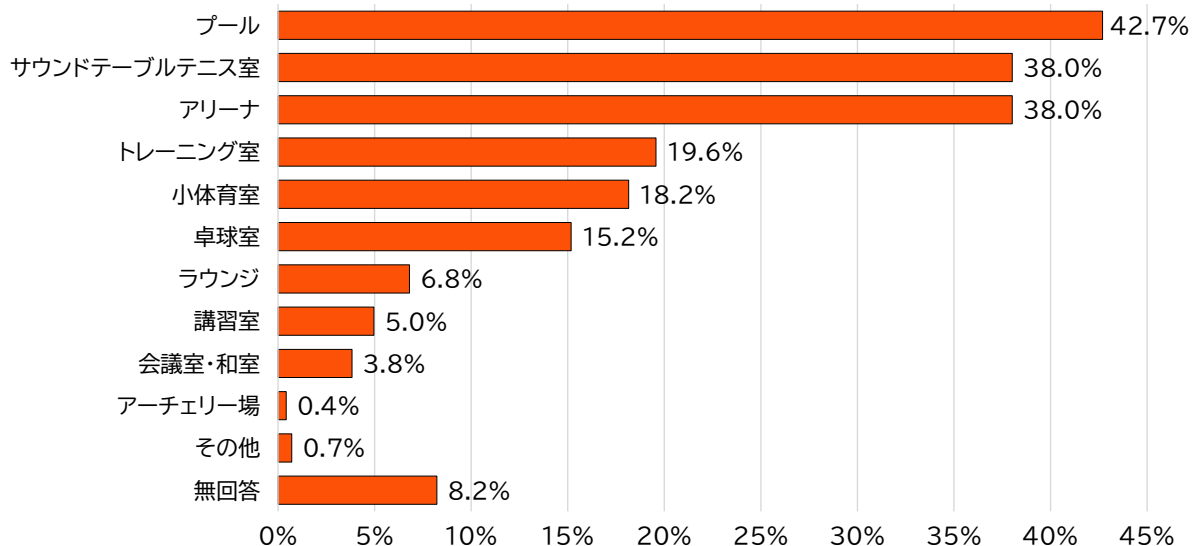
※集計情報 | 令和6年度来館利用者を集計対象とした (n=延80,657)
※構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

15

諸室別の利用実態

特にプール、サウンドテーブルテニス、アリーナの利用者が多くなっています。

競技機能別の諸室利用状況



※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをする又は無回答かつ障がい者スポーツセンター利用者」に該当するものを集計対象とした(n=705、複数回答)

16

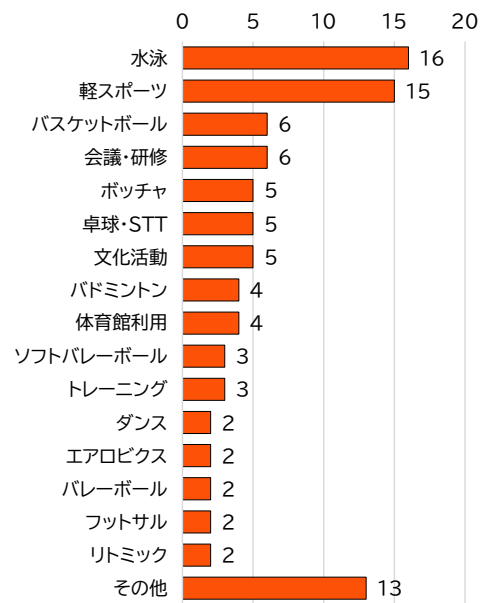
利用用途の実態

現施設では、週末を中心に様々な大会・行事等が行われています。
また、定期利用のサークル団体も活動しています。

■ 大会・行事等内容

種別	内容
教室・講習	フライングディスク教室、障がい者水泳教室、初級養成講習会、フロアバレーボール講習会、障がい者スポーツ講座、ボッチャ教室 など
定期プログラム	親子水あそび教室、バスケットボール教室、ビギナー水泳教室、リハビリ教室、リフレッシュ教室、卓球教室、フットサル教室／サッカー教室 など
大会・試合	ボッチャ大会、バレー大会、フロアバレーボール大会、バドミントン大会、卓球大会、障がい者水泳記録会 など
会議・総会・その他	関係協会総会 など

■ 定期利用サークル活動団体数(令和7年度)



17

ヒアリングに基づく現施設への声

ハード・ソフトの両面において様々な声が挙げられています。

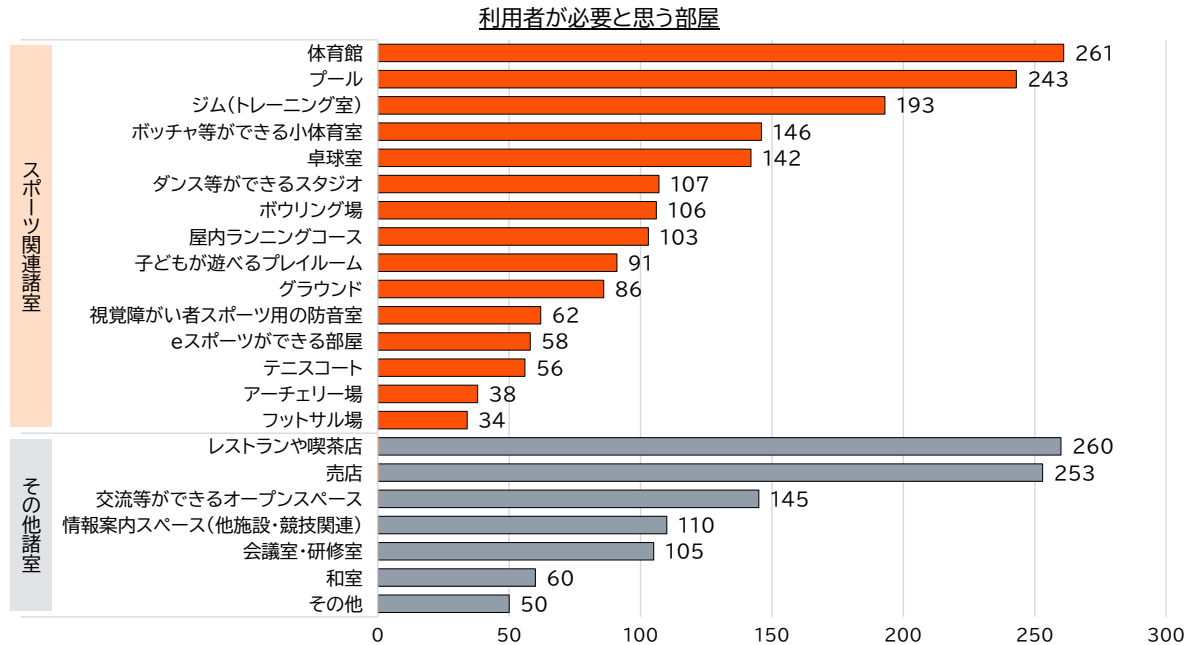
種別		概要	
ハード	(1)競技・運動スペース	・体育室、倉庫拡大と床競技仕様化 ・プール水槽更新 ・スタジオ新設	・トレーニング室拡大 ・武道場、陸上等の多種目対応 ・大会同時開催
	(2)交通アクセス・駐車場	・駐車台数増加と大型バス対応 ・駐車場入口の歩車分離・盲導音導入	・屋根付き駐車場不足の解消 ・公共交通機関の利便性
	(3)諸室(その他)	・LGBTQ対応の更衣室設置 ・更衣室拡張とロッカーの併設 ・カームダウンスペースの設置	・エレベーター増設とスロープ整備 ・多目的トイレ増設
ソフト	(4)運営	・開館時間延長	・教室定員拡大
画面	(5)交流・情報拠点機能	・情報発信ディスプレイ ・ラウンジ	・カフェ・展示での共用 ・用具販売

ヒアリング:当事者団体、競技者・指導者、障がい者スポーツ団体、指定管理者等(令和6年度)

18

利用者が必要と思う部屋

スポーツ関連諸室では、体育館やプールが必要と思う人、その他諸室では、レストランや喫茶店、売店が必要と思う人が特に多い結果となっています。

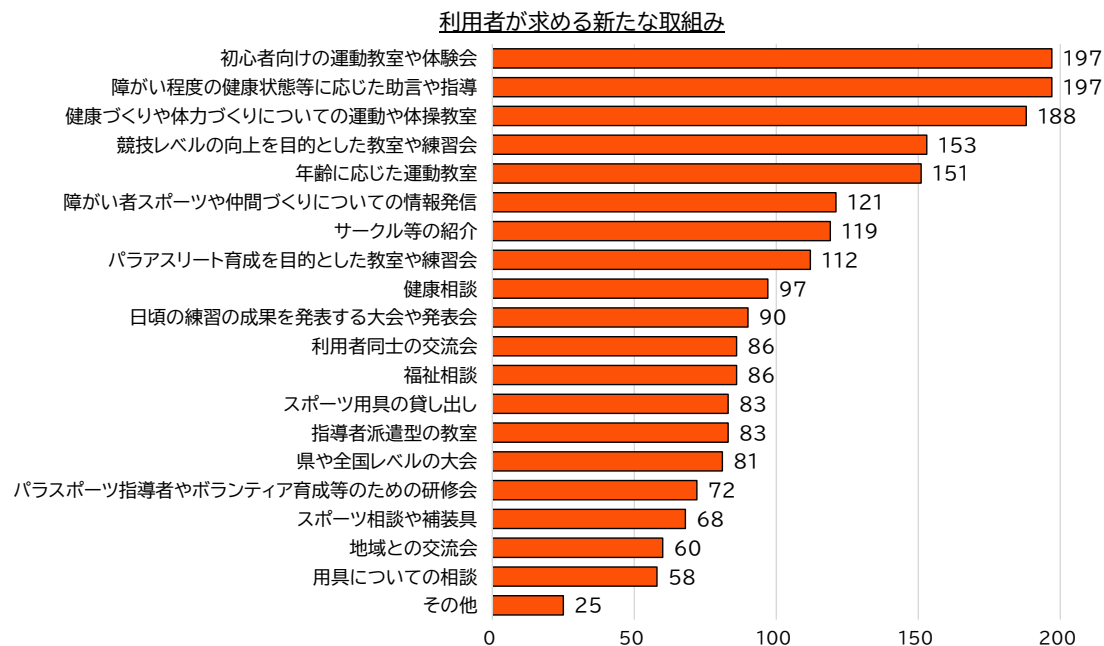


※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをする又は無回答かつ障がい者スポーツセンター利用者」に該当するものを集計対象とした(n=705、複数回答)

19

利用者が求める新たな取組み

「初心者向けの運動教室や体験会」、「障がい程度の健康状態等に応じた助言や指導」、「健康づくりや体力づくりについての運動や体操教室」が上位3位となっています。



※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをする又は無回答かつ障がい者スポーツセンター利用者」に該当するものを集計対象とした(n=705、複数回答)

20

関連計画

第10次福岡市基本計画

まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した長期計画(令和7～令和16年度)

目標1「一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている」

- 年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが互いに多様性を認め合うことで、誰もが自分らしく輝いています。
- 市民一人ひとりが、それぞれの知識や経験を生かし、社会の担い手、支え手として意欲的に社会参加するとともに、文化芸術やスポーツ、自然などを身近に感じ、気軽に楽しみながら、健やかで心豊かに充実した生活を送っています。

施策1-1「多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進」

誰もが思いやりをもち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現をめざし、インクルーシブなまちづくり、人権教育・啓発、男女共同参画や多文化共生の推進などに取り組みます。

政策推進プラン(第10次福岡市基本計画 第1次実施計画)

基本計画を推進するにあたって、市が取り組む具体的な事業を示した計画(令和7～令和10年度)

重点事業「障がい者スポーツセンターの機能強化」

福岡市保健福祉総合計画

2040年のあるべき姿を踏まえた施策

施策(2-1)障がい理解・差別解消の推進

施策3-2スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

福岡市スポーツ推進計画

スポーツ施策推進の基本的な方向性を取りまとめた計画

施策1-1「誰もがスポーツに親しめる機会の創出」

「③誰もが一緒に楽しめるスポーツの普及・振興」

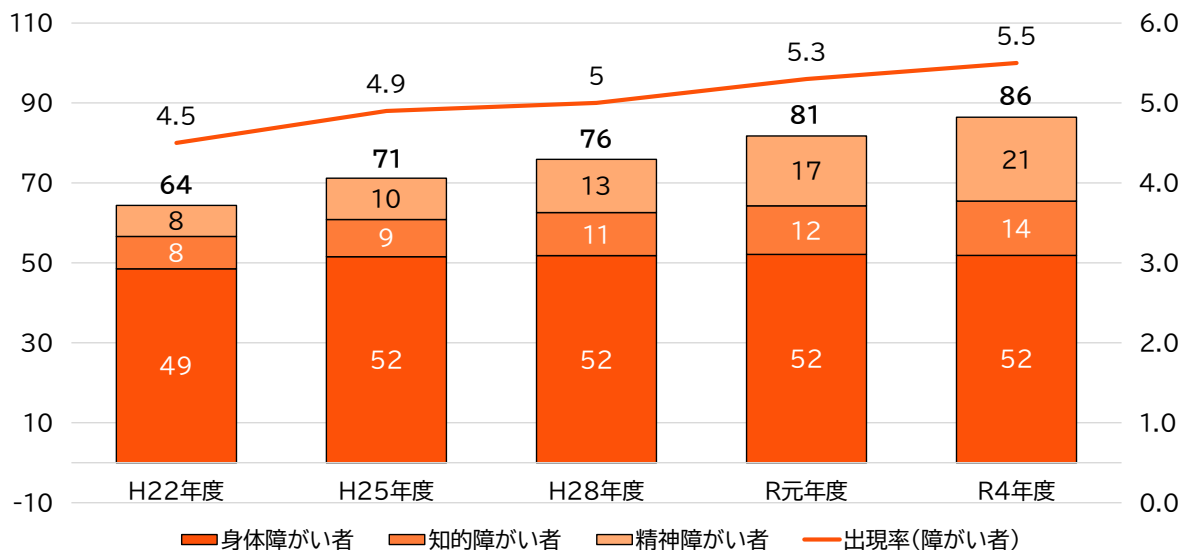
「④女性、障がい者、働く世代などのスポーツの促進」

21

障がい者数の推移(全市)

福岡市の障がい者数は、平成22年度の64,374人から令和4年度の86,423人へと約1.3倍に増加しています。

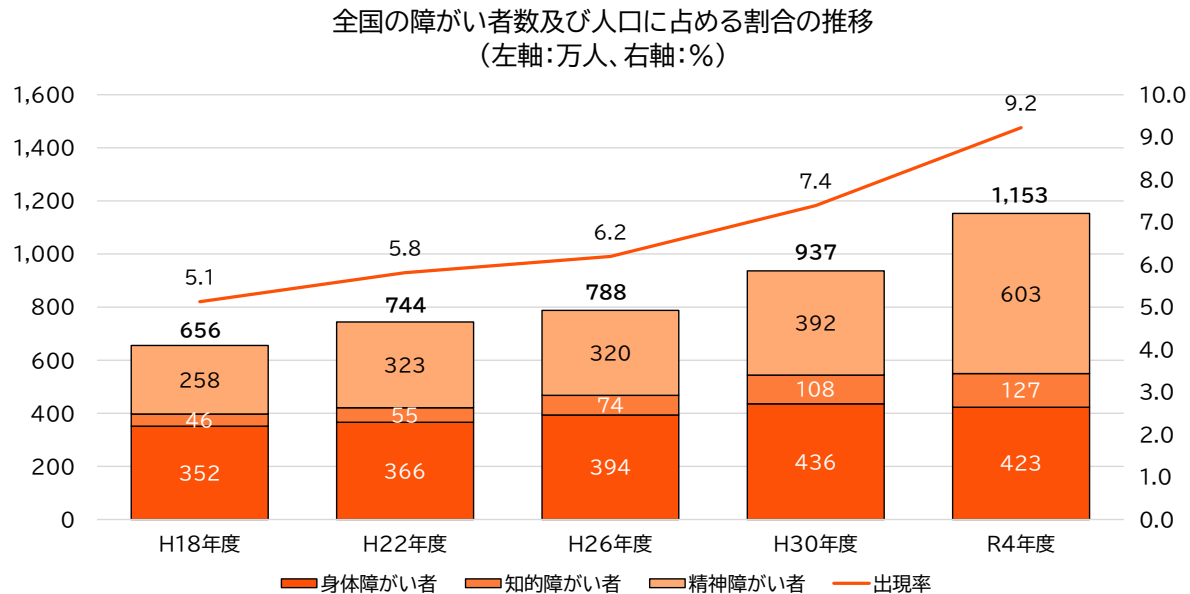
障がい者数及び人口に占める割合の推移
(左軸:千人、右軸:%)



22

障がい者数の推移(全国)

全国の障がい者数は、平成18年度の約656万人から令和4年度の約1,153万人へと約1.8倍に増加しています。

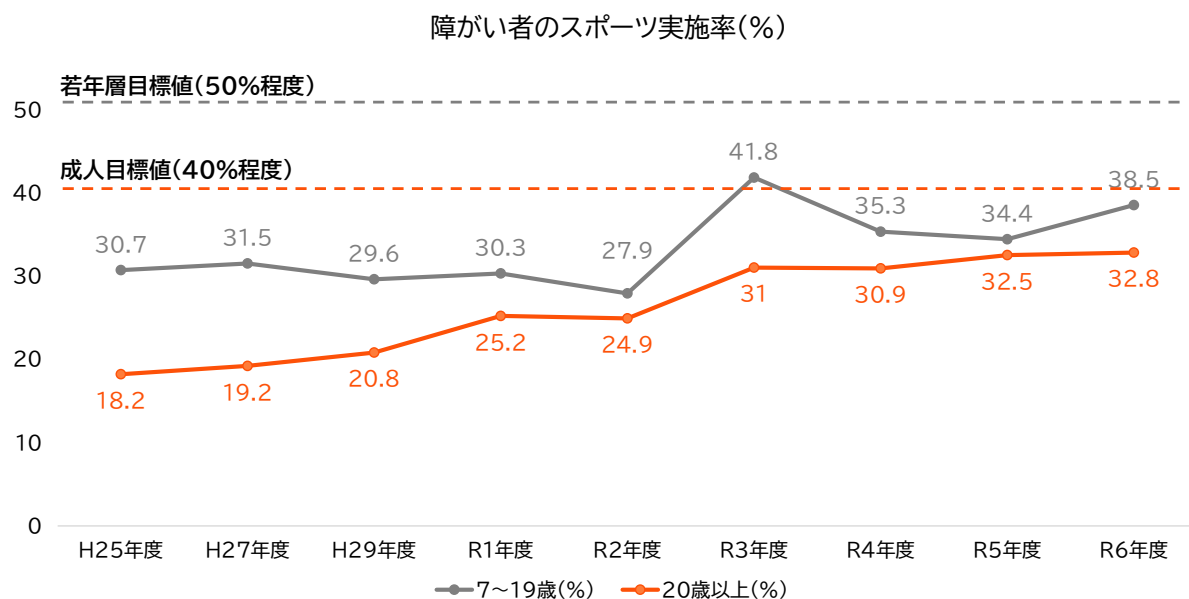


出典:内閣府「令和7年版 障害者白書」、厚生労働省「平成30年版厚生労働白書－障害や病気など向き合い、全ての人が活躍できる社会に」、総務省統計局「人口推計」から作成

23

障がい者のスポーツ実施率(全国)

全国レベルでは、国が掲げる成人目標値の40%程度(過去1年間に運動・スポーツを行った日数について、実施頻度が週1日以上の実施者)に対して、令和6年度時点で32.8%となっています。令和6年度の実施率は前年度と比べて上昇しています。



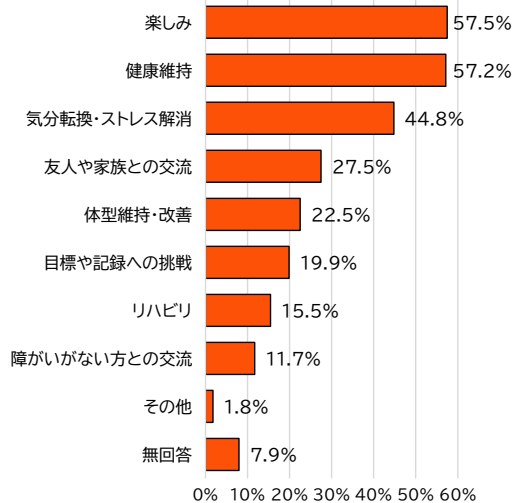
出典:文部科学省「第3期スポーツ基本計画」、内閣府「第5次障がい者基本計画」、スポーツ庁「令和6年度障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」から作成

24

スポーツをする目的とスポーツをしない理由

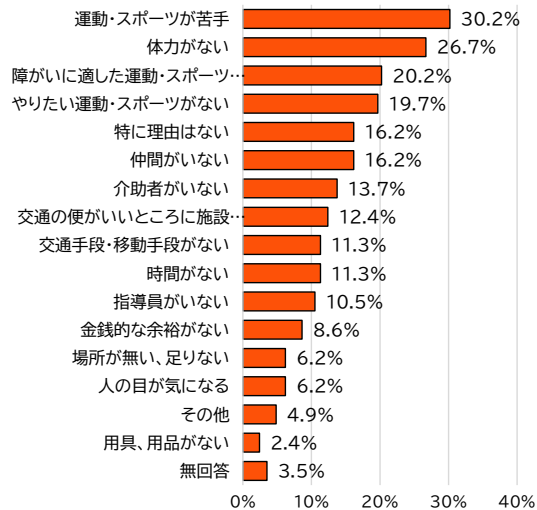
スポーツをする目的としては、特に「楽しみ」及び「健康維持」が半数以上となっています。一方、スポーツをしない理由としては、「運動・スポーツが苦手」が最も多く、「体力がない」も多くなっています。

スポーツをする目的



※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをする又は無回答」に該当するものを集計対象とした(n=906、複数回答)

スポーツをしない理由



※集計情報 | 令和6年度アンケート調査によるものであり、市内障がい者関連施設利用者(無作為抽出3,500名)への調査の回収数1,277名のうち、「スポーツをしない」に該当するものを集計対象とした(n=371、複数回答)

25

社会動向

ボッチャ



- 障がい者専用・優先スポーツ施設を対象とする調査において、施設における障がい者スポーツ教室の実施状況では、ボッチャを実施する施設数が種目別で最も多くなっています。
- 年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツとして普及しており、多くの人が参加することができる競技になっています。

出典：笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2024」から作成
写真：Australian Paralympic Committee, CC BY-SA 3.0
<<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>>, via Wikimedia Commons

eスポーツ



- 赤・黄・青・緑の4つのボタンで誰もが簡単に楽しめるUDe-スポーツ、年齢・性別・時間・場所・障がいの有無を問わず参加できる環境の下で行われるeスポーツを意味するバリアフリーeスポーツの取り組みなどがあります。

出典：UDe-スポーツ協会ホームページ、ePARAホームページから作成
写真：Bruce Liu, CC BY-SA 3.0
<<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>>, via Wikimedia Commons

地域の資源を活かした パラスポーツの活性化



- 地域のスポーツを牽引するプロチームとの連携によるパラスポーツの普及や、パラスポーツ指導員を中心とする教室・体験会が日本パラスポーツ協会の地域振興事業として取組まれた事例があります。

出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「地域におけるパラスポーツの振興～スポーツ活動の場をつくり育てるために～」から作成
写真：Tobi swiss, CC BY-SA 4.0
<<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/>>, via Wikimedia Commons

国内の他施設事例(1/2)

他施設において、ハード面では喫茶室・文化系諸室、ソフト面では広報誌やSNSなどによる情報発信の取組みが複数の施設で行われています。

■ 市立

施設	供用開始	対象利用者	ハード面の特色	ソフト面の特色
障がい者スポーツ文化センター 横浜ラポール	平成4年	共用 (障がい者優先)	文化施設としてシアター(300席ホール)、創作工房、おもちゃ図書館等を併設。宿泊施設あり	専用の情報発信サイトを運営
名古屋市障害者スポーツセンター	昭和56年	障がい者専用	ボランティアルームや喫茶スペース(ビリヤード台含む)、料理実習室などもあり	広報紙「スポンセンだより」やSNS(インスタグラム)を運用し、活動内容や練習日などの情報を発信
京都市障害者スポーツセンター	昭和63年	共用 (障がい者優先)	プールは25mプールに加え円形ミニプール・変形ミニプールあり。重度体育室やデイサービス用の部屋も完備	放課後デイサービスあり。ホームページから諸室の空き状況を確認可能
大阪市長居障がい者スポーツセンター	昭和49年	障がい者専用	体育室やプール、卓球室等に加え、屋外運動場、ボウリング場などを完備	スポーツ教室に加え、相談事業、クラブ活動などの事業を展開。「スポーツセンターだより」を通じた情報発信も実施
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター	平成9年	障がい者専用	スポーツ関連諸室に加え、レストランや宿泊研修施設が備わっており、宿泊室・浴室・大広間・研修室などを完備	「スポーツセンターだより」を通じた情報発信を実施
堺市立健康福祉プラザスポーツセンター	平成24年	共用	スポーツセンターが設置されている施設には、市民交流センターや障害者就業・生活支援センターなどが併設	情報発信の取組として、機関紙「健康福祉プラザニュース」を年6回発行。スポーツ医事相談なども実施

※(公財)日本パラスポーツ協会のパラスポーツセンター協議会登録施設のうち、政令指定都市所在施設

出典:各施設ホームページから作成

27

国内の他施設事例(2/2)

■ スポーツセンター事例(市立)

施設	供用開始	対象利用者	ハード面の特色	ソフト面の特色
神戸市立市民福祉スポーツセンター	平成15年	共用 (土曜日は障がい者専用)	25m×6コースのプール、体育館(758㎡)、トレーニングルーム(141㎡)を完備	マンツーマンスイム(1対1水泳レッスン)やモルック体験会などを実施
広島市心身障害者福祉センター	昭和58年	共用 (障がい者優先)	スポーツ施設に加え、テレビ付きのラウンジ・喫茶コーナー、ADL室(日常生活動作訓練室)、趣味創作室などあり	スポーツ教室(28教室)、交流会等の行事(11行事)を実施。障がい者の作品等を披露する「文化祭」も開催
北九州市障害者スポーツセンター アレアス	平成24年	共用 (一部障がい者優先)	プール、体育館、SST室、トレーニング室などのスポーツ機能に加え、サロンや美術展示室などの諸室あり	障がい者向けプログラムと一般向けプログラムの両方を提供。市内各所での巡回スポーツ教室も実施(17箇所)。

■ 県・府立

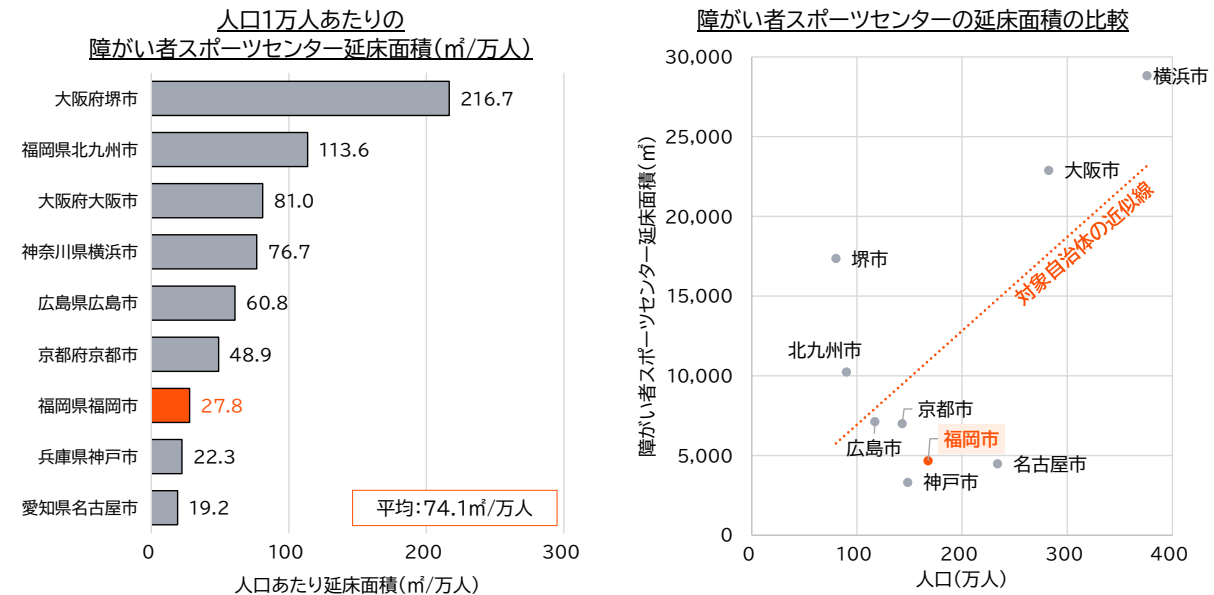
施設	供用開始	対象利用者	ハード面の特色	ソフト面の特色
埼玉県障害者交流センター	平成2年	共用 (障がい者優先)	ソフトボール場や200mトラックなどの屋外施設の充実。1施設に文化施設機能も併設(音楽室、工芸室、図書館など)	障がい度・競技熟達度に合わせた多様なスポーツ教室を展開。同施設内で文化・芸術系教室も提供
新潟県障害者交流センター	平成9年	共用 (障がい者優先)	本市現施設の機能に加え、音楽室、プレイルーム、宿泊室、喫茶室あり	ICT支援事業や地域交流イベントにも注力
大阪府立障がい者交流促進センター ファインプラザ大阪	昭和61年	共用	プール、体育館、STT室などに加え、大ホールや生活訓練室などを完備	スポーツを気軽に体験できる「講習会」、技術を習得のための「教室」、専門家による「スポーツ相談」などを提供

出典:各施設ホームページから作成

28

施設規模の現状

対象の障がい者スポーツセンターとの比較において、現施設の施設面積は人口1万人あたりの延床面積が9政令指定都市中7番目となっています。

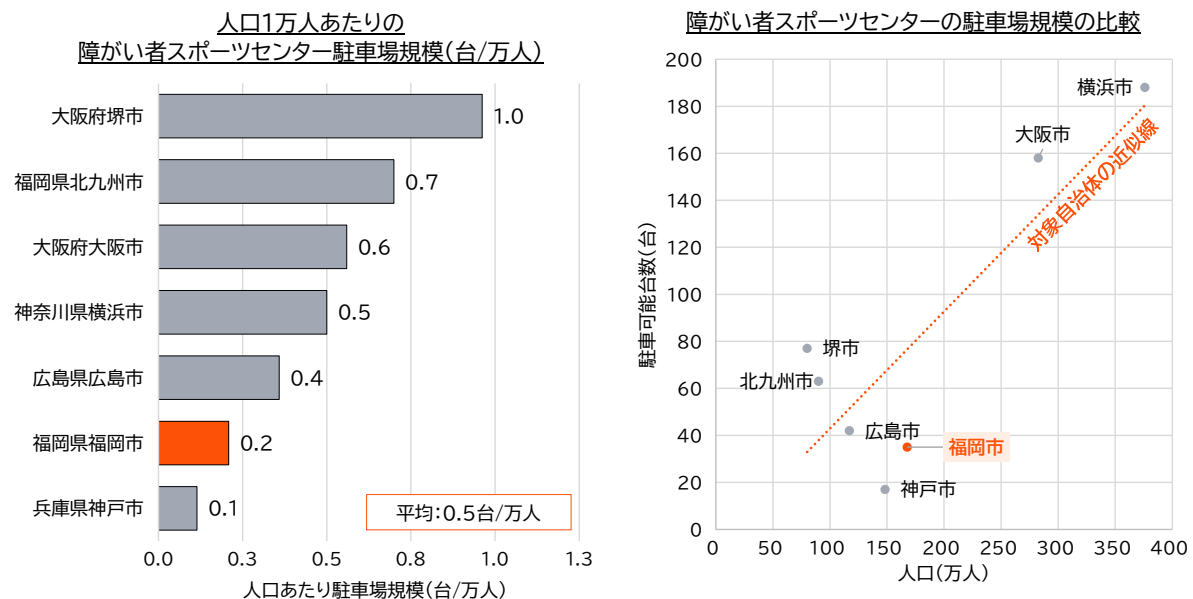


出典:各市ホームページから作成

29

駐車場規模の現状

対象の障がい者スポーツセンターとの比較において、現施設の駐車場規模は人口1万人あたりの駐車台数が7政令指定都市中6番目となっております。



出典:各市ホームページから作成

30

海外の障がい者スポーツセンター

海外の障がい者スポーツセンターでは、設備整備にとどまらず、情報発信などを通じ、参加への心理的障壁そのものを低減する取組みを重視している施設もあります。

ストーク・マンデヴィル・スタジアム



■所在国:英国

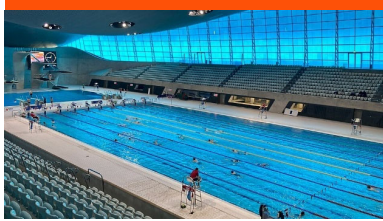
■開館年:昭和44年

■施設の特徴:

- ・ ボッチャ、トライアスロン等のイベントを実施し、自宅からも体験可能なプログラムも提供。
- ・ 運営者WheelPowerは、健常者・障がい者が同一チームで共にプレーする車いすラグビーリーグを主催し、インクルーシブなスポーツの機会を積極的に発信。

出典:Stoke Mandeville Stadiumホームページ、施設
のSNSコンテンツから作成
写真:sijon / Stoke Mandeville Hospital New PFI
Building / CC BY-SA 2.0 (写真は隣接するStoke
Mandeville Hospital)

ロンドン・アクアティックス・センター



■所在国:英国

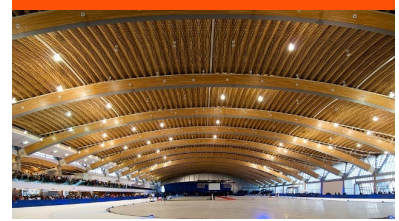
■開館年:平成26年

■施設の特徴:

- ・ 障がい者・健常者が同時利用可能
- ・ 競技用・練習用プールは水温がそれぞれ別で設定されており、いずれのプールも車いす利用者のための入水用機械を設置
- ・ 地域開放プログラムとして、Community Open Dayを実施。五輪メダリストの招へいや多種多様なイベントを実施

出典:London Aquatics Centreホームページから作成
写真: Bruce Liu, CC BY-SA 3.0
<<https://creativecommons.org/licenses/by-sa/3.0/>>, via Wikimedia Commons

リッチモンド・オリンピック・オーバル



■所在国:カナダ

■開館年:平成20年

■施設の特徴:

- ・ バンクーバーパラリンピックのレガシー施設として地域・競技スポーツの場を提供
- ・ イベント「One Ability Games」を通じ、幼稚園～高校生までの若年層向けプログラムと、本格アスリート向けプログラムをそれぞれ提供
- ・ ボランティアについても積極的な情報発信による募集を実施

出典:Richmond Olympic Ovalホームページ、リッチモ
ント市ホームページから作成
写真: Thelastminute (Duncan Rawlinson), CC BY 2.0
<<https://creativecommons.org/licenses/by/2.0/>>, via Wikimedia Commons

31

議題1:現状と課題について

ハード面

- スポーツ・リハビリ関連諸室・設備
- 更衣室、トイレなどの設備
- スポーツ以外の諸室・設備(ラウンジ、会議室など)
- アクセス・駐車場

など

ソフト面

- 事業・教室・サークル
- 健常者と障がい者の交流
- 指導者育成
- 広報・情報発信の在り方
- 拠点機能
- 地域交流
- 民間ノウハウの活用

など

3-2

議題2： 基本理念・コンセプト整理の方向性について

33

議題2：基本理念・コンセプト整理の方向性について

本市の障がい者スポーツセンターにおいては、老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な状況の中、近年の障がい者スポーツを取り巻く環境の変化に対応した機能強化を含めた整備のあり方について検討してきました。

機能強化の あり方	全ての障がい者がスポーツを楽しみ、挑戦し、障がいの有無に関わらずスポーツを通じた交流が生まれるインクルーシブなスポーツセンターへの転換を目指す。
機能強化の 方向性 (2つの視点)	<u>(1)誰もが挑戦できる環境づくり</u> 【取組内容】 ➢ 教室や体験会をより多く実施することで、<u>スポーツを始めるきっかけを作る</u> ➢ eスポーツ等も取り込むなど、<u>幅広い人の参加を増やす</u> ➢ 大会が実施できる環境や人材を揃えることで、<u>目標を持てる機会を増やす</u>
	<u>(2)交流が生まれる場の創出</u> 【取組内容】 ➢ パラスポーツのネットワーク拠点施設として、地域や他施設などへ、<u>パラスポーツ教室や体験会等のアウトリーチ活動を実施し、パラスポーツや障がい理解を広める</u> ➢ 多様なイベントを開催することで、<u>障がい者と健常者の交流機会を増やす</u> ➢ 自然と人が集まるオープンな空間を作ることで、<u>常時交流が生まれるきっかけを作る</u> ➢ 産学連携等により、障がい者スポーツを取り巻く人々が集い<u>多様な交流を育む</u>

34

4

事務連絡

35

5

閉会

36

新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想有識者会議 設置要綱

（趣旨）

第1条 福岡市立障がい者スポーツセンターが、全ての障がい者がスポーツを楽しみ、挑戦し、障がいの有無に関わらずスポーツを通じた交流が生まれるインクルーシブなスポーツセンターへ転換することを目指すにあたり、専門的かつ客観的な観点から広く意見を聴くため、新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（会議の目的）

第2条 有識者会議では、次の事項について、委員から参考となる意見を収集する。

- （1） 新たな福岡市立障がい者スポーツセンターの整備に関すること
- （2） その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 有識者会議は、委員長及び委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、市民、有識者、事業者、関係団体の代表者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市長が必要と認める場合は、有識者会議に臨時委員を選任することができる。
- 4 市長が必要と認める場合は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、別に任期を定めることができる。

- 2 任期途中で委員が交代した場合、交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（役員）

第5条 有識者会議には次の役員を置く。

- （1） 委員長 1名
- （2） 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

（役員の職務）

第6条 委員長は、有識者会議を主宰し、委員会の議事進行を行う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 有識者会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議の進行は、委員長が行う。

（会議の公開）

第8条 会議は、原則としてこれを公開とする。ただし、会議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に関するものであるとき、又は会議を公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。なお、公開するにあたっては、会議の傍聴に関し、必要な事項等について「新たな福岡市立障がい者スポーツセンター整備基本構想有識者会議傍聴要綱」を別途定める。

（秘密保持義務）

第9条 委員及びその他会議に出席した者は、会議において知り得た情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員の職を退いた後もまた同様とする。

（事務局）

第10条 会議の庶務を処理するため、事務局を福祉局障がい者部障がい企画課に置く。

（会議の解散）

第11条 会議は、令和9年3月31日をもって解散する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。